

## 「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
( 栃木県指定 第0972600142号 )

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)
7. 残置物引取人
8. 苦情の受付について
9. 事故発生時の対応について

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 薫陶会
- (2) 法人所在地 栃木県塩谷郡高根沢町花岡2158-10
- (3) 電話 028-676-3366
- (4) 代表者氏名 理事長 菅又正剛
- (5) 設立年月 昭和53年3月3日

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年1月31日指定 栃木県0972600142号
- (2) 施設の目的 要介護者及び要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供する
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 高根沢のぞみ苑
- (4) 施設の所在地 栃木県塩谷郡高根沢町花岡2158-10
- (5) 電話番号 028-676-3366
- (6) 施設長(管理者)氏名 國井 智明
- (7) 当施設の運営方針 「個性の尊重、自立した生活へ向けての支援を基本に、基本的人権を踏まえたゆとりある個別処遇の実践を行う」
- (8) 開設年月 平成10年5月12日
- (9) 入所定員 50人

## 3. 居室の概要

### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備 考
個室(1人部屋)	6室	
2人部屋	1室	
4人部屋	13室	
合 計	20室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、歩行訓練用階段、チルトテーブル
浴室	2室	一般浴1室、リフト浴・特殊浴槽1室
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

### (2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

電気製品使用料	1日につき	50円
---------	-------	-----

居室において個人的に使用するテレビ・電気ポット・電気毛布等に対する利用料金です。

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	18名以上	18名
3. 生活相談員	1名	
4. 介護支援専門員	2名	1名
5. 看護職員	2名以上	2名
6. 機能訓練指導員	1名（兼務）	1名
7. 医師（嘱託医）	0.1名	必要数
8. 管理栄養士	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週 木・金曜日 13:00～
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 D番： 6:00～15:00 1名 B番： 7:00～16:00 2名 A勤： 8:30～17:30 3～5名 C番： 10:00～19:00 2名 夜勤： 17:00～ 9:00 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8:30～17:30 1～2名

#### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）（利用料金が介護保険から給付される場合）  
以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

##### ①食 事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事メニューを提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。  
（食事時間） ○朝食：7:30～8:30 ○昼食：11:30～13:00 ○夕食：17:00～18:30  
※食事のメニューや時間、場所についてご要望があった際には、協議をさせていただき、ご契約者にご提案をさせていただきます。また毎食後に口腔ケアを行います。

##### ②入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ③排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮し、生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行い、清潔で快適な生活が送れるよう、また適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第6条参照）

別紙料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事、居住費及び総合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）（利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合）

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事（酒等を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。 利用料金：要した費用の実費

②理 髪

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,800円

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：1日当たり 50円

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。1回あたり50円となります。

※行事予定は別紙行事計画のとおりです。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当である

ものにかかる費用を負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥契約書第20条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から

現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日）

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料 金	6,300円	6,990円	7,700円	8,390円	9,070円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 7,960円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

⑦食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただ

し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。（前項料金表参照）

⑧居室に要する費用（光熱水費及び室料）

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日あたり）のご負担となります。（前項料金表参照）

※外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合は、第1～3段階の方は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは別途料金が発生します。

(3) 利用料金について

利用者の要介護度に応じて、サービス利用料金から介護保険給付額を除いた自己負担額（1～3割負担「介護保険負担割合証」に記載されている割合）と、食事及び居室に係る事故負担額の合計をお支払いいただきます。また、介護保険給付以外については、利用者の全額負担となります。

また、居室と食事に係る費用については、負担限度額認定証を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額の金額になります。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア 現金による支払い
イ 下記指定口座への振り込み
①栃木銀行 宝積寺支店（054） 普通預金 2847161 口座名義 社会福祉法人 薫陶会 特別養護老人ホーム 高根沢のぞみ苑 理事長 菅又正剛
②塩野谷農業協同組合 高根沢支店（012） 0032172 口座名義 社会福祉法人 薫陶会 特別養護老人ホーム 高根沢のぞみ苑 理事長 菅又正剛
ウ 金融機関口座からの自動引き落とし（栃木銀行、足利銀行、烏山信用金庫） ※引き落とし及び振込みの手数料については契約者負担となります。

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	菅又病院
所在地	栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡2351
診察料	内科

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第14条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第15条、第16条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設への退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第17条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥ ご契約者が経管栄養（鼻腔）となった場合

\*契約者が病院等に入院された場合の対応について\*（契約書第19条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日間以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1日あたり 246円

②6日間以内に退院した場合

6日以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

### ③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院できず、入院が長期化した場合には、契約を解除することができます。この場合には、退院後、当施設での生活が可能になった後、当施設に再び入所することができます。

### (3) 円滑な退所のための援助（契約書第18条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

### 7. 残置物引取人（契約書第21条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第21条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

### 8. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

#### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口と第三者委員で受け付けています。

☆苦情受付後は苦情対応委員会（管理者、苦情受付担当者、主任介護職、第三者委員等で構成）で苦情内容の確認・分析・対応を検討し、利用者に文書にて報告いたします。

##### ○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員・介護支援専門員 矢野和香子

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

##### ○第三者委員

鈴木源男 028-676-1153

また、苦情受付ボックスを事務所受付前に設置しています。

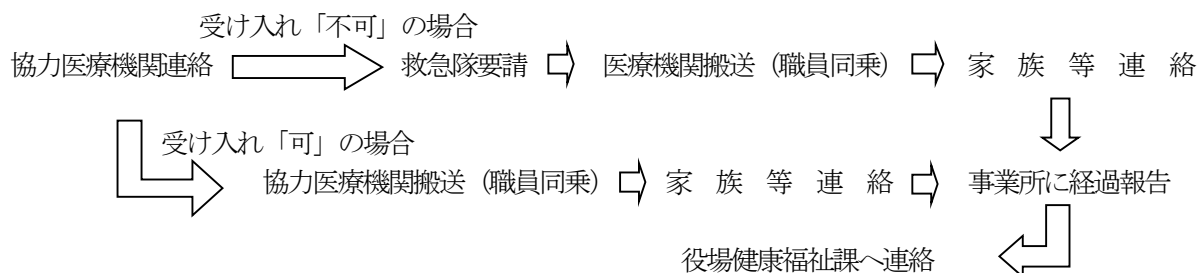
#### (2) 行政機関その他苦情受付機関

高根沢町健康福祉課	所在地 高根沢町石末2053 電話番号・FAX 028-675-8105・2409 受付時間 月～金 8：30～17：30
国民健康保険団体連合会	所在地 宇都宮市本町12-11 栃木会館4階 電話番号・FAX 028-622-7242・7965 受付時間 月～金 8：30～17：30
栃木県社会福祉協議会	所在地 宇都宮市本町3-6 電話番号・FAX 028-622-0525・2316 受付時間 月～金 8：30～17：30

### 9. 急変・事故等発生時の対応について

サービス利用中に体調の急変・事故等発生した場合には下図の流れで対応いたします。

## 急変・事故緊急事態等発生



### 10. 福祉サービス第三者評価事業について

第三者評価実施状況 実施無し（令和6年6月現在）

### 11. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

① 契約した事業所の介護支援専門員に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務をしていただきます。

② その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③ 施設サービス計画は、ご契約者の状態変化や保険適用期間の更新がある場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

④ 施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

### 12. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。



- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。また、医療に関する緊急時の責任者は看護師長または看護主任とする。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- (1) 持ち込みの制限 施設利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。
  - ・日常生活を営む上で必要と認められるもの、その他施設長が認めたもの
- (2) 面 会 面会時間 8：30～18：30 （感染症流行期間の場合 14：00～16：00）
  - ※来訪者は、必ずその都度面会記録簿に記名してください。
  - ※なお、来訪される場合に飲食物の持ち込みをされる場合には、必ず職員までご連絡ください。
  - ※感染症流行時期につきましては、予約制となる場合がございます。また、所定の面会室にて面会をお願いしております。
- (3) 外出・外泊（契約書第22条参照）
  - 外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。当日に外出・外泊届けに記入していただきます。
- (4) 食 事
  - 食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5(1)①に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。
- (5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条参照）
  - 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
  - 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
  - ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
  - 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- (6) 喫 煙 喫煙スペース以外での喫煙はできません。  
安全管理上ライター、マッチ等は職員がお預かりさせていただきます。
- (7) 看護及び介護の記録については、必要であれば随時閲覧できます。

## 6. 損害賠償について（契約書第11条、第12条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. 虐待防止・身体拘束廃止のための措置に関する事項

### (1) 虐待防止

研修を通じて職員の人権意識の向上、相談できる体制・機会をつくります。

### (2) 身体拘束

入居者に対し身体拘束その他入居者の行動を制限する行為は行いません。ただし、入居者等の生命又は身体に危険がある場合は緊急等やむを得ない場合は、次のとおり対応します。

- ・緊急やむを得ない場合に該当する場合には、身体拘束廃止委員会で検討します。
- ・緊急やむを得ないと判断した場合には、家族等へその内容・目的・拘束の期間等詳細に説明し同意を得た上で行います。
- ・拘束期間は、入居者の日々の心身の状態等を観察し、記録します。
- ・その要件に該当しなくなった場合は、速やかに身体拘束廃止委員会で検討し身体拘束を廃止します。

虐待防止・身体拘束廃止のための措置に関する責任者： 施設長 國井 智明

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。  
指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 高根沢のぞみ苑

説明者職名 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。また、契約書第9条にある利用者の個人情報の使用に同意します。

契約者住所 氏 名 印

立会人住所 氏 名 印  
(続 柄)

※ この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階

(2) 建物の延べ床面積 2,706㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護] 平成12年1月31日指定 栃木県0972600142号 定員10名

[通所介護] 平成12年2月15日指定 栃木県0972600209号 定員25名

[居宅介護支援事業] 平成12年1月31日指定 栃木県0972600191号

[指定地域密着型介護老人福祉施設] 平成27年4月1日指定 栃木県0972600142号 定員29名

(4) 施設の周辺環境

高根沢のぞみ苑は、高根沢町のほぼ中央に位置し、周囲には田園が広がる風光明媚な地域にあり、どの居室も日当たりがよく、施設内も広々としていてゆったりと過ごすことができます。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

**看護職員**…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。

**介護支援専門員**…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

**医師**…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。